

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

総人口については男女共に昭和 55 年から減少が続いており、平成 30 年 1 月 1 日時点では、総人口が 3,374 人である。また、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）によると 2040 年には総人口は 1,820 人まで減少すると見込まれている。

平成 27 年国勢調査では、生産年齢人口が 1,625 人、老年人口が 1,465 人、年少人口が 269 人となったが、社人研によれば 2,040 年には生産年齢人口が 737 人、年少人口は 130 人、老年人口は 953 人になると試算されており、深刻な人手不足が予想される。

産業構造について、平成 24 年経済センサスによる付加価値額でみると、医療・福祉（600 百万円）、卸売・小売業（286 百万円）、サービス業（249 百万円）、農林漁業（225 百万円）、製造業（221 百万円）、建設業（213 百万円）となっており、町内企業のほぼ全てが中小企業である。

町内において、企業が求める人材の不足や、若者の地域雇用が定着していないため、このまま現状が続くと生産性の低下によって各産業の付加価値額の低下が懸念される。また、それらの要因により生産年齢人口層は、単価がより高く安定した仕事を求めて町外への就職や転出に至り、更なる人口減少への悪循環が生ずるものと考えられる。

上記のこともあり、町外からの需要に応じるためのマンパワーが不足しているため、人口と共に減少している町内需要に頼って事業を維持している中小企業が多く、今後の事業の維持継続も極めて困難な状況である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、労働力の低下を補い町全体の付加価値額の減少をくいとめることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、サービス業、卸売・小売業、製造業、農業、建設業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の

生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の中小企業は一部の地域にあるわけではなく、全域に点在しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、藤里町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、サービス業、卸売・小売業、製造業、農業、建設業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携など多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。